

日本の公的年金に加入手続はお済みですか？

－ 公的年金制度のご案内 －

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないリスクがおきたときにも給付を受けることができる制度です。日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての方*は、国籍を問わず、日本の公的年金制度に加入する義務があります。

技能実習生の方々も、公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちらか）に加入する必要があります。

*厚生年金保険については、70 歳未満の全ての方に加入義務があります。

技能実習期間中に加入する公的年金

技能実習開始後は、講習期間と実習期間とで加入する年金が異なります。

①講習期間中は、国民年金に加入します。

※日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。

②実習期間中は、厚生年金保険または国民年金に加入します。

※技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。

講習開始

実習開始

技能実習期間

①講習期間

②実習期間

①国民年金に加入します

手続：技能実習生ご自身が行います。
加入届：お住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口、またはお近くの年金事務所で加入手続をしてください。
保険料：技能実習生ご自身が全額払います。届出後、年金事務所から送られてくる納付書でお支払いください。このほかに、口座振替によるお支払いなどがあります。
保険料の免除制度
所得が少ない等の理由で保険料を支払うことが難しい場合は、保険料が免除される制度です。

②厚生年金保険または国民年金に加入します

○厚生年金保険の場合
手続：事業所が行います。
加入届：事業所が年金事務所で加入手続を行います。
保険料：事業所が半分を支払い、技能実習生が半分を支払います。国に支払うときには、事業所が技能実習生分を給料から差し引き、事業所分とまとめて支払います。
○国民年金の場合
①と同じです。講習期間より国民年金に加入している場合、再度の加入届は不要です。

年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (<https://www.nerkin.go.jp/international/index.html>)

